

トッパスリート育成事業費（ジュニア・少年・成年強化事業）補助金の 事務手続きに係る留意事項

【各種様式について】

令和8年度から要綱（別表）や申請に係る様式が一部変更されています。

書類の作成に当たっては、必ず新様式を活用ください。

- ・バスに係る借り上げ料及びマイクロバス・乗用車に係る賃借料について、これまでは「交通費」に計上していましたが、令和8年度以降は「使用料及び賃借料」に計上すること。
- ・銀行振込の場合は、領収書又は銀行振込明細書に請求書等の支出内訳がわかる書類を添えて提出すること。
- ・交付申請書（別記第1号様式）、変更交付申請書（別記第4号様式）及び実績報告書（別記第8号様式）に記載されている文言の修正。
- ・中止（廃止）変更申請書（別記第7号様式）の追加。
- ・別記第7号様式の追加に伴う、様式番号の変更。（旧別記第7号様式から第13号様式が別記第8号様式から第14号様式となります）

1. 補助対象者

- 「少年種別」「成年種別」は国スポ強化対象選手に限ります。
- 「ジュニア」は特に設けないが、上限人数は「少年種別」「成年種別」に準ずる（体験・発掘事業を除く）。

2. 交付申請

- 交付申請書は、原則、事業を行う3週間前までに提出してください。
※書類に不備があれば修正を依頼する場合があります、交付決定までに時間を要します。
※事業実施日以降に交付申請書が提出された場合は、受理できません。
- 原則各年度、交付決定日から当該年度の2月末日までに完了するよう事業を計画してください。
- 成年・少年種別の当初内示額については、原則、当該年度に開催される近畿ブロック大会・国民スポーツ大会までに実施する事業で執行してください。
- 競技特性もあるかと思いますが、可能な限り県外遠征（強豪との試合）や県内合宿、合同練習会で活用してください。

3. 変更申請

- 申請内容から変更が生じる場合、事前に提出してください。
 - ◆変更交付申請が必要な内容（別記第4号様式に関係書類を添えて提出）
 - ・補助金額を増額、又は3割を超えて減額する場合
 - ・補助金額は変わらないが、新たに科目が追加される場合
（例）当初【交通費5万円、使賃料5万円】実績【交通費3万円、消耗品費2万円、使賃料5万円】
 - ・事業内容の変更が、補助目的の達成に支障があると認められる場合
（事業の追加・変更、実施場所の変更（県内実施場所の変更は申請不要）など）

◆変更交付申請が不要な変更内容

- ・ 補助金額から3割以内の減額
- ・ 事業内容の軽微な変更（期日が1～2週間変更、宿舍の変更、参加人数の変更など）

○既に概算払いをしており、補助金額が減額する場合

◆変更申請が必要な場合（3割を超えて減額）

変更交付決定の時点で差額分を指定の口座に入金いただく必要があります。（指定の口座へ入金
が確認された後実績報告書を提出）

◆変更申請が不要な場合（3割以内の減額）

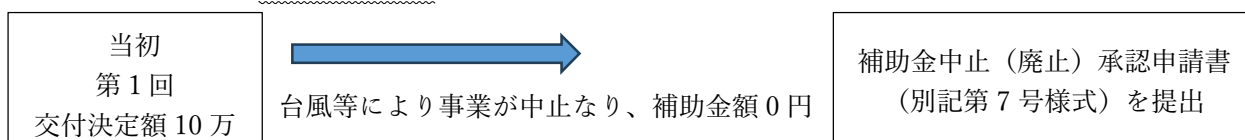
実績報告書を提出後、額の確定通知を受け、差額分を指定の口座に入金ください。

5. 中止（廃止）承認申請

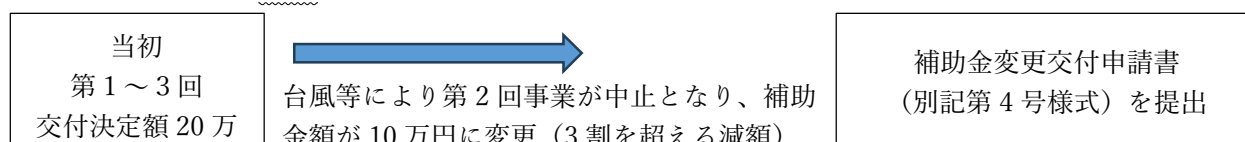
○全事業を中止（廃止）する場合は、補助金中止（廃止）承認申請書を提出してください。

（例）

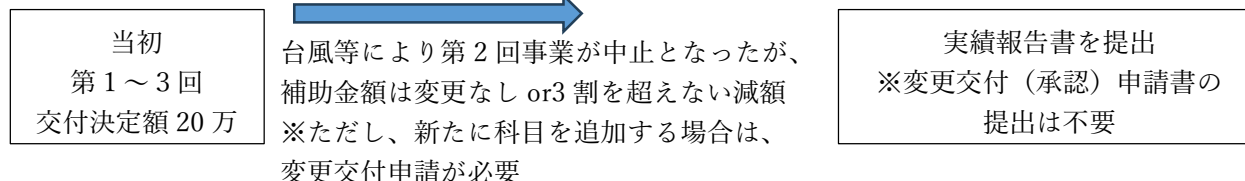
【パターン①】補助金中止（廃止）承認申請にて処理する場合



【パターン②】補助金変更交付申請にて処理する場合



【パターン③】実績報告書にて処理する場合



5. 実績報告

○実績報告書は、原則事業完了から1ヶ月以内、もしくは各年度3月10日までのどちらか早い日付までに提出してください。

※当該補助事業は、和歌山県からの補助金が原資となっているため、当協会は各競技団体からの実績報告書を審査した上で、補助金額の確定及び各競技団体への支払いを当該年度末日までに完了する必要があります。

○領収書について

- ・ 日付は、交付決定日以降の日付であること。（支払日も同様）

※交付決定日より前の日付の場合は、補助金の交付対象外となります。

- ・ 宛名は競技団体名であること。

※個人名等、競技団体と特定できない場合は、補助金の交付対象外となります。

- ・ 領収書は、「年月日、内容、数量、単価、相手方の氏名・住所等」の内訳がわかる詳細なものを発行してもらうこと。

※特に消耗品費は具体的に記載してください。（消耗品購入代として、お品代としては不可）

※証拠書類として不十分な場合は、支出内訳がわかる明細書や請求書、納品書等を添付してください。

- ・領収書にポイントの付与・還元が記載されている場合、付与・還元されたポイント分を現金換算し、補助対象額から減額すること。
- ・高速道路通行料をETCで支払った場合WEBから「ETC利用証明書」を発行し、提出すること。（利用証明書の出力には「ETC利用照会サービス」への登録が必要）
なお、「ETC利用証明書」は、通行料金が確定したことを表す「確」表示があるものを提出すること。

「ETC利用証明書」に「確」が表示されるまでの期間はおよそ以下のとおり（ETC利用照会サービスQ&A参照）。

1日から7日までの利用分	当月20日ごろに確定
8日から15日までの利用分	当月27日ごろに確定
16日から25日までの利用分	翌月7日ごろに確定
26日から末日までの利用分	翌月12日ごろに確定

- ・記載金額が5万円以上※の場合は、領収書に収入印紙を貼付し消印があること。

※領収書に「本体価格（税抜価格）」と「消費税額」を明確に分けて記載されている場合、印紙税の課税対象となる金額は、消費税額を除いた本体価格（税抜価格）で判断されます。

（領収書記載例①）合計金額 52,800 円

【内訳】商品代金（税抜）48,000 円 消費税額等（10%）4,800 円

⇒ この場合、印紙税の課否判断に用いる記載金額は 48,000 円となり、5万円未満であるため、収入印紙は不要です。

（領収書記載例②）合計金額 52,800 円（税込）

⇒ この場合、消費税額が区分されていないため、税込総額である 52,800 円が記載金額とみなされ、5万円以上であるため、収入印紙が必要となります。

6. 支払い方法

○PayPay や楽天 Pay などの電子決済での支払いは補助金の交付対象外となります。

7. その他

○他の強化事業（スペシャルアスリートサポート事業等）と併用する場合は、その使い分けが確認できるよう記載してください。

（例）A選手については、スペシャルアスリートサポート事業にて

書類の提出が間に合わない、申請内容でわからないことがあるなどの場合は事前に競技担当者までご相談ください。

トップアスリート育成事業費（ジュニア・少年・成年強化事業）補助金に係るQ&A

Q 1	別表記載の「消耗品費で購入できる水分補給に必要な飲料水代」とは。
A 1	水、お茶、スポーツドリンクなどが対象です。 ※エナジードリンク、ゼリー、プロテイン、タブレットなどは対象外です。

Q 2	消耗品費でレジ袋は補助金の対象となるか。
A 2	補助金の対象外です。

Q 3	現地でレンタカーを借りた場合、現地移動に係るレンタカーの燃料費は補助金の対象となるか。
A 3	補助金の対象外です。対象となるのは、運転者の自宅最寄駅から会場最寄駅までの鉄道営業距離（最短）です。

Q 4	振込手数料は補助金の対象となるか。
A 4	補助金の対象外です。

Q 5	個人のクレジットカードで支払いをし、個人名の領収書を提出した場合、補助金の対象となるか。
A 5	補助金の交付決定先は競技団体であるため、個人名の領収書は補助金の対象外となります。

Q 6	E T C利用証明書とは。
A 6	E T C利用照会サービスに登録することでWEBから出力できます。 なお、E T C利用証明書は、通行料金が確定したことを表す「確」表示があるものを提出すること。



E T C利用照会サービスQ&A

Q 7	3月に実施した事業において高速料金のE T Cカード利用は可能か。
A 7	原則各年度、交付決定日から当該年度の2月末日までに完了するよう事業を計画してください。また、仮に本協会との協議の上、3月に事業を実施した場合、E T Cカードを利用すると、最短でも通行料金が確定した利用証明書の発行は3月20日頃となるため、3月に実施する事業においては、E T Cカードの利用は避けてください。

Q 8	申請書や報告書、請求書に押印をした場合は再提出となるのか。
A 8	押印をした場合は、そのまま提出いただいて構いません。 押印を省略する場合、申請書及び報告書は、記載責任者の「氏名・連絡先・E-mail」を請求書は会計担当者の「氏名・連絡先」を記載してください。

Q 9	中学3年生の選手をジュニア及び少年種別両方で補助金対象選手とすることは可能か。
A 9	種別をまたいで補助金対象とすることはできません。 中学3年生が少年種別で出場できる競技において、対象選手を少年種別の補助金対象としたい場合は、国スポ強化対象選手名簿に記載してください。